



資料 2 食品寄附ガイドライン作成に向けたモデル事業実施支援 実施計画書

有限責任監査法人トーマツ
2024年9月5日

< Confidential >

ガイドライン案を踏まえ、モデル事業の実施を行う

事業の実施方法

1.モデル事業：フードバンク団体における実証

フードバンク団体の実際の活動について見学し、ガイドライン案と実態との差異や、実施するうえでの課題を把握したうえで、ガイドライン案改訂の方針を検討する。活動期間が長く、安定的に一定量の食品を扱っている2団体に協力を要請済み

<ご協力団体>

- ・ セカンドハーベスト・ジャパン
- ・ フードバンク山梨

2.その他関係者の調査：

(1) フードバンク団体向けアンケート調査

フードバンク団体の会員の皆様にご協力をいただき、ガイドライン案についてご説明したうえで、意見をいただき、ガイドライン案改訂の方針を検討する

<ご協力団体>

- ・ 全国フードバンク推進協議会

(2) ヒアリング調査

ガイドライン案に言及されている各主体（フードバンク）に該当する団体についてガイドライン案に対するご意見を把握し、ガイドライン案改訂の方針を検討する

<ご協力団体（案）>

寄附者	・ 食品産業センター ・ 日本加工食品卸協会 ・ 日本チェーンストア協会 ・ 日本フランチャイズチェーン協会 ・ 経済同友会 ・ 日本経済団体連合会 ・ フードサービス協会 ・ 全国スーパーマーケット協会
資金提供者	モデル事業協力フードバンク様からのご紹介

ファシリテーター	・ 全国食支援活動協力会 ・ 日本フードバンク連盟 ・ 全国フードバンク推進協議会 ・ 大分県社会福祉協議会 ・ 全国こども食堂支援センター・むすびえ
フードパントリー	モデル事業協力フードバンク様からのご紹介
こども食堂	全国こども食堂支援センター・むすびえ様とご相談

実証を通じて、フードバンク団体の実態とガイドライン案との差異や、実施するうえでの課題を把握したうえで、ガイドライン案改訂の方針を検討する

1.モデル事業：フードバンク団体における実証 ①概要

● 実施概要

ご協力団体	セカンドハーベスト・ジャパン	フードバンク山梨
実証対象	企業からの寄附	企業からの寄附 (全国フードバンク推進協議会経由も含める)
実証時期	9 月半ば～10 月（ディスカッション、現地訪問（実証） あわせて数回を予定）	
事前準備	✓ ガイドライン（案）に対して、現状の取り組み状況を整理 ✓ 未実施項目については、実証での実施方法を検討 ✓ 実証での確認項目を合意 ✓ 実証スケジュールを策定	
実施内容	✓ 実証スケジュール、確認項目に従って実証を実施 ・ 実証時に、寄附品の受入、保管、マッチング、出荷までの活動内容を確認し、記録 ・ ガイドライン（案）に記載はあるが、未実施の項目については実証中に試行を依頼し、実行可能性を確認	
課題の確認方法	✓ 実証期間中：弊法人が観察し、内容や時間を記録 ✓ 実証終了後：ガイドラインの課題と方向性についてディスカッションで課題を把握	

実証を通じて、ガイドライン（案）の記載内容ごとに、フードバンク団体の活動内容を帳票等も含めて具体的に整理し、他の団体にも参考になるように取りまとめる

1.モデル事業：フードバンク団体における実証 ②実証時の内容整理イメージ

ガイドライン（案）

ガイドライン（案）の項目ごとに現在実施している業務を整理。未実施の項目は、実証で試行

実証で当該業務で活用している帳票例、業務状況の写真、所要時間を記録

実証後に当該団体へのヒアリングも行ったうえで課題を整理

	義務/推奨/参考	実証での確認事項						
		業務	実施状況	帳票	写真	所要時間	課題	
第4 安全面等の管理								
1. 提供食品の品質・衛生管理（義務）	義務							
実際に寄附食品を受け取る際には、寄附者に対して、寄附する食品の情報（名称、数量、保存の方法や保存上の注意点、消費期限や賞味期限、アレルギー（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）及び平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知「食品表示基準について」に基づき提供食品に表示されている特定原材料等をいう。以下同じ。）等）を事前に提供するように求めるものとする。 また、寄附食品を受領後は、以下の点に注意して管理すること。 ア 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有するとともに、取り扱う食品に応じて、冷蔵庫等の低温管理施設及び保冷車（普通車両での冷蔵品の配送時における業務用保冷箱及び保冷剤を使用する場合を含む。）を設置・保有し、配送時を含めて適切な温度管理を行うものとする。 イ 食品は床に直置きしないものとし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管するものとする。 ウ 保管中の食品が消費期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡をしないこととする。また、これらの食品は明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭がもれないようにするとともに、廃棄物として引渡し、処理の委託等を行う場合には、市町村等の定めるルールを遵守するものとする。 エ 食品の取扱いに従事する者は、食品衛生に関する研修・講習等を定期的に受講し、食品衛生に関する必要な知見の習得に努めるものとする。		〇〇を記録	既	1	1	・メール受信 ・特定フォルダに保管 30秒		
		冷凍庫・冷蔵庫への保管	既	2	2～3	・冷凍庫・冷蔵庫への保管時に紙に記録 30秒		

全国フードバンク推進協議会にご協力を得て、会員団体にオンライン説明会を実施。アンケート調査を踏まえて、ガイドライン案改訂の方針を検討する

2.フードバンク団体向けアンケート調査

ご協力団体	全国フードバンク推進協議会（61団体加盟）
対象	企業からの寄附
時期	10月 （オンライン説明会は10月中旬とし、10月中に意見収集の予定）
実施内容	①全国フードバンク推進協議会加盟団体に対して、ガイドライン（案）を送付 ②ガイドライン（案）オンライン説明会を開催し、ガイドライン（案）について直接ご説明 ③WEBアンケート形式にて意見収集

構成員の皆様にご協力を得て、ヒアリング調査を実施し、ガイドライン案改訂の方針を検討する

3.ヒアリング調査

ご協力団体	構成員のうち、ガイドラインの各主体に該当する団体 構成員からご紹介をいただく団体
時期	10月～11月
実施内容	①ガイドライン案についてご送付 ②ヒアリング調査で、ご意見や改訂案の収集

（参考）モデル事業にご協力いただく2団体の概要

いずれの団体においても、モデル事業ではフードバンク活動部部分（団体への寄附）を主な対象とするが、フードパントリー活動部分（個人や世帯への寄附）についても可能な範囲で確認する。

特定非営利活動法人 セカンドハーベスト・ジャパン

住所	東京都台東区
設立年	2002年
提供先（2023年度）	426団体。フードパントリー241団体、児童養護施設31団体、炊き出し・ホームレス支援26団体、その他128団体。加えて、直営のフードパントリーを通じて直接個人・世帯へも提供

出典：セカンドハーベスト・ジャパンHP

認定NPO法人フードバンク山梨

住所	山梨県南アルプス市
設立年	2008年
提供先（2023年度）	延べ10,437世帯を支援。月2回の食料支援（延5327世帯）、子ども世帯（延2717世帯）、高校生・若者のいる世帯（延1171世帯）、県内フードバンク12団体1社（つながるスマイルプロジェクトを通じて932世帯）、登録79団体（児童養護、障害者、支援団体、子ども食堂等）など

出典：フードバンク山梨HP

モデル事業は10月の実施を予定しており、11月下旬には改定案を取りまとめ予定である

ガイドライン改訂に向けたモデル事業等スケジュール

実施項目	実施スケジュール	スケジュール			
		9月	10月	11月	12月
1.モデル事業 (実証)	事前準備 (現状把握・実証内容のすり合わせ)				
	実証と課題の整理		 訪問調査を含む		
	報告書作成とガイドラインへの反映				
2. (1) フードバンク団体向けアンケート	説明会開催		 説明会開催		
	意見収集				
2. (2) 関係者ヒアリング	適宜個別ヒアリングを実施				
(参考) 事業全体の動き		 官民協議会 #2	 ガイドライン改訂		 官民協議会 #3

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください

<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited